

平成 29 年第 2 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 3）

堺 市 議 会

# 目 次

頁

議員提出議案第21号	小林由佳議員に対する辞職勧告決議	3
議員提出議案第22号	黒瀬大議員に対する辞職勧告決議	4

平成29年5月23日

堺市議會議長様

## 提出者

堺市議會議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

太二英勤昭一史次子盛司子治子郎信  
良健俊友哲清惠文清惠光典十賴  
貴林川井村田堀里山本本口毛  
信大長岡野芝西小乾野成宮松山大森

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

子志一士平夫匡子樹三子文次守克行  
優猛晃大良和京秀昭幸敏卓文勝  
代上田田川渕畠本尻村本川原川谷  
田渕森平西田木石池西榎吉星吉米城

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第21号 小林由佳議員に対する辞職勧告決議

議員提出議案第22号 黒瀬大議員に対する辞職勧告決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## 小林由佳議員に対する辞職勧告決議

本市議会は、小林由佳議員が実際には作成、配布されていないとされた議会報告チラシの印刷代及び同ポスティング費用等を政務活動費又は政務調査費（以下「政務活動費等」という。）から支出したとされる問題等に関し、平成27年10月14日、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び同副委員長による事情聴取を行い、加えて同年11月2日議会運営委員会において、小林由佳議員及び黒瀬大議員からの釈明を受けたが、一連の事件に対する疑惑は払拭されなかった。更に、本市議会はその後、同当該調査結果報告につき全議員及び市民に対し報告を行うべきであること、並びに今般の一連の事件について、両議員が説明責任を果たす場が必要であるとの判断から、同年11月26日、異例かつ特別に全議員が出席する議員総会を本会議場において開催するに至ったが、本件に対する疑惑は払拭されなかった。

このため、本市議会は、小林由佳議員による政務活動費等の支出（①ホームページ関連の支出、②チラシ印刷及びポスティング費用並びに名刺印刷代等の支出、③人件費及びアルバイト代の支出）の実態及び小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による政務活動費等への関与の実態について調査することを目的に、平成27年12月17日、地方自治法第100条に基づき「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会」を設置し、同委員会はその真相解明に向け調査を行い、証人尋問を含め、計23回に及ぶ委員会を開催、本年5月23日、その調査結果報告書が本会議に提出、可決されたところである。

この調査結果報告書によると、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに、本件政務活動費等に関し、「その管理及び事務処理において、極めて不適切な実態があったことが明らかになった。また、本委員会の証人尋問において、曖昧な証言、記憶にないとの発言を繰り返し、特に小林由佳議員は多くの証言拒絶をするなど、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに不誠実で、当事者意識が欠如し、自らの潔白を積極的に晴らすための努力が全く感じられず、広報チラシや名刺が発注すらされていなかったとの疑惑がますます強まった。さらに、証言内容についても整合しないなど、場合によっては偽証と疑われるような証言もあり、両議員は真相究明への協力や市民への説明責任を全くと言っていいほど果たしておらず、議員としての資質を問わざるを得ない状態であった。」との報告がなされたところである。

こうした経過をみても、小林由佳議員が堺市議会議員の立場にありながら政務活動費等を適正に執行する管理・監督の責任を果たし得なかった事や、自らの潔白を積極的に証明する努力を怠ったことは、本市議会に対する市民の信頼を明らかに失墜させたばかりか、堺市議会議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ない。よって我々は、小林由佳議員がこのまま堺市議会議員の職に留まることは、社会的にも道義的にも許されるものではないと考える。

もとより議員の出処進退は自ら決すべきものであるが、本市議会として、小林由佳議員に対し速やかに堺市議会議員の職を辞することをここに勧告する。

平成29年5月25日

堺市議会

## 黒瀬大議員に対する辞職勧告決議

本市議会は、小林由佳議員が実際には作成、配布されていないとされた議会報告チラシの印刷代及び同ポスティング費用等を政務活動費又は政務調査費（以下「政務活動費等」という。）から支出したとされる問題等に關し、平成27年10月14日、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び同副委員長による事情聴取を行い、加えて同年11月2日議会運営委員会において、小林由佳議員及び黒瀬大議員からの釈明を受けたが、一連の事件に対する疑惑は払拭されなかつた。更に、本市議会はその後、同当該調査結果報告につき全議員及び市民に対し報告を行うべきであること、並びに今般の一連の事件について、両議員が説明責任を果たす場が必要であるとの判断から、同年11月26日、異例かつ特別に全議員が出席する議員総会を本会議場において開催するに至つたが、本件に対する疑惑は払拭されなかつた。

このため、本市議会は、小林由佳議員による政務活動費等の支出（①ホームページ関連の支出、②チラシ印刷及びポスティング費用並びに名刺印刷代等の支出、③人件費及びアルバイト代の支出）の実態及び小林由佳議員に雇用されていた当時の黒瀬大議員による政務活動費等への関与の実態について調査することを目的に、平成27年12月17日、地方自治法第100条に基づき「小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会」を設置し、同委員会はその真相解明に向け調査を行い、証人尋問を含め、計23回に及ぶ委員会を開催、本年5月23日、その調査結果報告書が本会議に提出、可決されたところである。

この調査結果報告書によると、小林由佳議員及び黒瀬大議員とともに、本件政務活動費等に關し、「その管理及び事務処理において、極めて不適切な実態があつたことが明らかになつた。また、同委員会の証人尋問において、曖昧な証言、記憶にないとの発言を繰り返し、特に小林由佳議員は多くの証言拒絶をするなど、小林由佳議員及び黒瀬大議員ともに不誠実で、当事者意識が欠如し、自らの潔白を積極的に晴らすための努力が全く感じられず、広報チラシや名刺が発注すらされていなかつたとの疑惑がますます強まつた。さらに、証言内容についても整合しないなど、場合によっては偽証と疑われるような証言もあり、両議員は真相究明への協力や市民への説明責任を全くと言っていいほど果たしておらず、議員としての資質を問わざるを得ない状態であつた。」との報告がなされたところである。

当時、黒瀬大議員は、小林由佳議員の政策秘書として小林由佳議員にかかる政務活動費等の支出に關し全て一任されており、かつ業務の請負業者としての立場にもあったことから、むしろ実際の請負業者と共に謀して当初から広報チラシ等が発注すらされていなかつたのではないかとの疑惑が生じる原因者でもある。また、黒瀬大議員はこの間、実際の請負業者と連絡を取り合っていたにも関わらず、本市議会が設置した調査特別委員会の当該請負業者への2度にわたる証人尋問について、自ら積極的に協力することもなく、結果的に出頭拒否を生じせしめた一因となつた。

こうした一連の経緯と堺市議會議員として自らの潔白を積極的に証明する努力を怠つたことは、本市議会に対する市民の信頼を明らかに失墜させたばかりか、堺市議會議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ない。よつて我々は、黒瀬大議員がこのまま堺市議會議員の職に留まることは、社会的にも道義的にも許されるものではないと考える。

もとより議員の出處進退は自ら決すべきものであるが、本市議会として、黒瀬大議員に対し、速やかに堺市議會議員の職を辞することを勧告する。

平成29年5月25日

堺市議会

平成29年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その3)

平成29年5月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0026

